

株式会社中部評価センター定款

第1章 総 則

第1条 [商号]

当会社は株式会社中部評価センターと称する。

第2条 [目的]

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 社会福祉施設に対する第三者評価事業
2. 社会福祉施設に対するコンサルティング事業
3. 社会福祉施設の所属員に対する教育事業
4. 社会福祉施設が提供する各種サービスに関するデータの収集と分析事業
5. 介護サービス情報の公表調査事業
6. 介護プロフェッショナルキャリア段位審査事業
7. 優良事業者認定制度の審査事業
8. 福祉サービス提供事業者への啓蒙事業
9. 住宅改修事業
10. 会議室貸室業
11. 上記各号に附帯する一切の業務

第3条 [本店並びに支店所在地]

当会社は、本店を名古屋市緑区左京山104番地加福ビル左京山1Fに置き、支店を岐阜県関市市平賀字大知洞566番地1に置く。

第4条 [公告方法]

当会社の公告は、官報に記載してする。

第2章 資本及び株主

第5条 [発行可能株式総数]

当会社の発行可能株式総数は1,000株とする。

第6条 [資本の総額及び1株の金額]

会社の経営に際して出資される財産の価額及び資本の総額を金1,200万円とし、これを240株に分ち、1株の金額を金5万円とする。

2. 会社が資本の額を増減すると決めたときは、議決権を有する株主の1/2以上の出席のある株主総会において、出席株主の保有する議決権株式の2/3以上の賛成をもってこれを可決する。

第7条 [株主]

資本金出資者を株主と称し、株主名簿に登録する。

2. 株主は、株主総会において、保有する株式の数に比例して議決権を行使できる。

第8条 [株式の譲渡制限]

当会社の発行する株式を譲渡によって取得するには、取締役会の承認を要する。

第9条 [株式の移動]

株主は、会社に対して株式の買い取り請求権を有し、会社が定める年2回の買い取り申し込み期間内に所定の手続きをすることによって、自ら保有する株式を売却することができる。

2. 会社が株主から買い取った株式は、年2回の売り出し期間を設け、株主及び社員に公表して出資者を募って売却する。

3. 前項の場合、株式の割り当てについては、公平・公正な方法で実施する。

第3章 株主総会

第10条 [株主総会]

この会社の株主総会は、毎年8月に定時総会を開き、必要に応じて臨時総会を開催する。

2. 株主総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 事務局の組織及び運営
- (8) その他運営に関する重要事項

第11条 [総会の招集]

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表権を有する取締役が招集する。

2. 株主総会を招集する場合には、総会において議決権を行使できる株主に対して、開催日より7日前までにその通知を発することを要する。

第12条 [議長]

株主総会の議長は、代表権を有する取締役がこれに当たり、代表権を有する取締役に事故あるときは、他の取締役がこれに当たる。

第13条 [決議の方法]

株主総会の決議は、法令またはこの定款に定めがある場合を除き、総会に出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

2. 株主は各自が保有する株式1株につき1の議決権を有する。

第14条 [決議の通知]

株主総会において決議した事項については、速やかに株主に通知する。

第15条 [議事録]

株主総会の決議事項は議事録に記載する。

2. 議事録が正しく作成されたことを証するため、議事録末尾に、議長及び総会で選出された議事録署名人2人が署名捺印する。

3. 前項の議事録署名人は、総会の開始から終了までの全てに出席した株主であることを要する。

第4章 役員

第16条 [取締役、監査役の員数及び任期]

この会社の取締役は5名以上10名以内とし、監査役は1名以上2名以内とする。

2. 前項の取締役の任期は2ヶ年、監査役の任期は4ヶ年とする。ただし、再任を妨げない。

3. 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

第17条 [取締役、監査役の選任]

この会社の取締役及び監査役は、株主の中から株式総会の決議によって選任される。ただし、必要があるときには、株主以外から選任することを妨げない。

第18条 [代表権を有する取締役]

取締役会で1名の代表を選出し、その者にこの会社の代表権を与える。

2. 代表権を有する取締役を「代表取締役」または「社長」と呼称し、会社の業務を総理する。

第19条 [取締役会]

この会社の事業運営を執行するにあたり、株主総会決議事項以外の重要事項の決定にあたっては、取締役会にその権限を与え、取締役の合議でこれを決することとする。

2. 代表取締役の招集により会議が開催される場合、これを「取締役会」と称し、会議の内容を議事録に残すこととする。

3. 株主総会への議題の上程は、取締役会での審議と承認を必要とする。

第20条 [役員の報酬]

取締役及び監査役の報酬は、支払われる報酬の総額を株主総会の決議によって決定

する。

2. 取締役及び監査役個々に支払われる報酬の額は、取締役会で決定する。

第5章 従業員

第21条 [従業員の種類]

会社と契約して業務を行う従業員は次の3種類とする。

- (1) 正規社員：常勤者で、主として間接業務を行う者
- (2) パート社員：非常勤社員で、主として間接業務を行う者
- (3) 契約社員：直接業務のみを行う社員で、会社と嘱託契約を結んだ者

2. 前項に示す社員は、会社と従業員とで結んだ就業規則を遵守することを要する。

第6章 会計及び決算

第22条 [事業年度]

この会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの年1期とする。

第23条 [会計の方法]

会計及び経理を担当する者は、法令及び会社が定めた企業会計原則に則り、正確に処理する。

第24条 [余剰金の分配]

毎年度末にて会計を決算し、余剰金がある場合には、余剰金を生じた会計年度の末日現在の株主に対して、余剰金を配当金として配分することを可とする。

2. 余剰金の配分に関しては、株主総会の決議を必要とする。

第7章 附則

第25条 [設立第1期の事業年度]

第22条の定めにかかわらず、会社設立の日から、平成22年6月30日までとする。

第26条 [発起人の氏名、住所、割当てを受ける設立時発行株式の数及びその払込金額]

発起人の氏名、住所、発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数及びその払込金額は、次のとおりである。

愛知県安城市桜井町印内南分61番地

長谷部 一 夫	20株	金100万円
---------	-----	--------

愛知県岡崎市康生通東1丁目15番地

岡 光 雄	20株	金100万円
-------	-----	--------

愛知県半田市成岩東町48番地の7

伊 藤 寛 10株 金 50万円

愛知県一宮市浅井町西海戸字東屋敷1番地2

志 賀 龍 司 10株 金 50万円

愛知県碧南市流作町2丁目39番地

磯 貝 正 夫 6株 金 30万円

静岡市清水区迎山町4番1号

深 田 竜 生 1株 金 5万円

第27条 【定款に定めのない事項】

本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他法令の定めるところによる。

第28条 【改訂の履歴】

この定款は平成21年7月11日より実施する。

この定款は平成22年6月1日より改訂実施する。

この定款は平成24年8月26日より改訂実施する。

この定款は平成25年8月25日より改訂実施する。

この定款は平成26年12月21日より改訂実施する。

この定款は平成30年7月10日より改訂実施する。